

# 地域密着型指定介護老人福祉施設「柳原ふれあい荘」運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営方針

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新志福祉会が開設設置する特別養護老人ホーム（地域密着型指定介護老人福祉施設）「柳原ふれあい荘」（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と介護保険法及び「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、要介護状態にある高齢者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 施設は、少数の居室及びその居室に近接して設けられる共同生活室ごとに「地域密着型施設サービス計画」に基づき、入所者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者が相互に社会的関係を築きながらその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら、関係する市町村や介護保険サービス事業者、保健医療サービス機関等と密接な連携を図るものとする。

## 第2章 施設の名称等

### (施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名 称 柳原ふれあい荘
- (2) 所在地 長野市大字柳原 1379 番地 1

## 第3章 職員の職種、員数及び職務内容

### (職員)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
常勤にて施設の職務に従事し、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上  
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上  
入所者の生活相談、面接、身上調査並びに処遇の企画及び実施に関する事に従事する。
- (4) 介護職員 10名以上  
入所者の日常生活の介護、援助に従事する。

- (5) 看護職員 1名以上  
入所者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。また、看護責任者は、医師の指示を受け、看取り看護に係る体制整備を図る。
- (6) 管理栄養士又は栄養士 1名以上  
栄養管理、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算、食事の記録及び調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上  
入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行なう。
- (8) 介護支援専門員 1名以上  
居宅生活への復帰を念頭に置きながら「地域密着型施設サービス計画書」を作成し、実施状況を把握し、及び必要に応じ計画を変更して、入所者の満足度を確保する。
- (9) 調理員 2名以上  
調理業務を行う。
- (10) 事務員 1名  
庶務及び会計業務に従事する。
- 2 管理者が必要あると認める場合は、前項の職種、員数を変更することができる。
- 3 管理者は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

#### 第4章 入所定員

(定員)

- 第5条 施設の入所定員は、下記ユニットの人数の通りとする。  
1丁目 10名 2丁目 10名 3丁目 9名 計 29名。
- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはできない。

#### 第5章 入所者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(サービスの取扱方針)

- 第6条 入所者へのサービス提供は、入所者の自立した生活を支援することを基本とし、その生活様式及び生活習慣が居宅生活と連続するよう努める。また、入所者の日常生活上の活動について必要な支援を行う。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

- 第7条 施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、把握した課題に基づき地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。この原案は、他の職員と協議の上作成し、サービスの目標とその

達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

- 4 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービスの原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービスの計画の作成後であっても、他の職員と継続的に連絡をとり、地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、地域密着型施設サービス計画の変更を行う。
- 6 計画担当介護支援専門員が作成した記録は、契約終了後2年間保存する。

#### (サービスの提供)

第8条 施設は、サービスの提供にあたっては、入所者又はその家族に対して、「地域密着型施設サービス計画書」に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行う。

- 2 施設は、「地域密着型施設サービス計画書」を基本としてサービスを提供する。
- 3 施設は、サービス提供の状況及びサービス提供時の入所者の状況、又は家族の状態を記録し、必要部署と連携する。

#### (居室及びユニット)

第9条 施設が提供する居室は、原則として個室とする。

- 2 前項の居室の選択にあたっては、施設は、入所者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が入所者に対して居室の状況、利用料等を説明し合意を得る。
- 3 ユニット数は、3ユニットとする。
- 4 居室は、いずれかのユニットに属し、そのユニットの共同生活室に近接して設ける。
- 5 1ユニットの定員は、おむね10人以下とする。

#### (共同生活室)

第10条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入所者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造とする。

- 2 入所者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう、共同生活室に調理設備を設置する。

#### (入浴)

第11条 1週間に2回以上、入浴又は清拭を行う。ただし、入所者に傷病があつたり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師等が入浴は適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

#### (排泄)

第12条 入所者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重し、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

- 2 おむつを使用しなければならない入所者に対しては、おむつを取り替える。

#### (離床・着替え・整容等)

第13条 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

#### (食事の提供)

第14条 食事は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとする。また、入所者の意思を尊重しつつ可能な限り離床して、共同生活室で食事を摂ることを支援する。

- 2 食事の時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 朝食 7時30分～

- (2) 昼食 12時00分～
- (3) 夕食 18時00分～

3 栄養課が提供する食事以外で入所者が個別に希望されるメニューについては、別表に定める料金で提供する。

4 医師の処方箋による特別食については、別表に定める料金で提供する。

#### (相談、援助)

第15条 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定を受けていない入所希望者に対しては、要介護認定の申請状況等について確認し、必要な援助を行う。

3 施設は、要介護認定更新の申請が、当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

#### (機能訓練)

第16条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

#### (社会生活上の適宜の供与等)

第17条 施設は、入所者の趣味、教養、娯楽等に供する設備等を整え、入所者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援する。

2 施設は、入所者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者又はその家族からの申し出又は同意に基づき、行うことができる。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

4 施設は、入所者の外出の機会を確保するように努める。

#### (介護)

第18条 施設は、第6条から第17条に規定するサービスのほか、離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入所者の状態に合わせ、「地域密着型施設サービス計画書」にそつて提供する。

#### (健康保持)

第19条 医師又は看護職員は、常に入所者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存する。

#### (栄養管理)

第20条 施設は、個々の入所者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士（又は栄養士）、介護支援専門員、看護職員、介護職員等の多職種協働により行う。

2 施設は、入所者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要な者に対しては、経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行う。

#### (金銭等管理代行)

第21条 施設は、入所者又はその家族からの預り金等について、やむを得ない事情がある場合は、別

表に定める料金で管理の代行を行うことができる。

#### (入院期間中の対応)

第22条 施設は、入所者に病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所することができるようとする。

#### (緊急時の対応)

第23条 入所者は、身体の状況の急激な変化等により緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

- 2 職員は、ナースコール等で入所者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。
- 3 施設は、あらかじめ入所者から緊急連絡先が届けられている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急対応を行う。

#### (利用料)

第24条 施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として、別表記載の利用料の負担割合相当分と居室及び食事代、入所者の選定によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、あらかじめ入所者に対し説明を行い入所者の同意を得る。

- 2 理美容代及び本人負担が適當と認められる日常生活費の額は、別表記載の利用料とする。
- 3 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合は、それぞれの法令の定めるところによる。
- 4 利用料は、暦月によって月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って1か月に満たない期間を利用した場合は、日割り計算によって計算する。
- 5 入所者及びその家族は、前項の費用に係る利用料を指定の期日までに、施設の指定する方法により支払う。

### 第6章 施設の入所にあたっての留意事項及び職員の義務

#### (自己選択の生活と共同生活への尊重)

第25条 入所者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

#### (外出及び外泊)

第26条 入所者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出るものとする。

#### (面会)

第27条 入所者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの面会者カードにその氏名を記録するものとする。

- 2 管理者は、特に必要があるときは、面会の場所や時間を指定することができる。

3 入所者又は外来者は、面会時に持参した物品、食品、薬等について、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第28条 職員は、入所者の健康に留意することに努める。また、入所者は、施設で行う健康診断については、特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第29条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛けるものとする。

2 入所者は、入所にあたって、感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため、衣類・家具等を持ち込む場合には、衛生面に注意して行うものとする。

3 管理者、医師、看護職員、その他の職員は、衛生知識の普及、伝達及びその他衛生保持に努める。

(感染症対策)

第30条 施設は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて隨時見直すこと

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会の開催をするとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 施設は、入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じる。

3 施設は、事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

4 施設は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(施設内の禁止行為)

第32条 入所者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 指定場所以外での喫煙等火気の使用

(2) 職員又は、他の入所者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等

(3) 危険物の持ち込み

(4) 喧嘩、口論、泥酔など他の利用者の迷惑となる行為

(5) 施設内へのペットの持ち込み及び飼育

(秘密の保持)

第33条 施設は、業務上知り得た入所者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示し、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿とする。

2 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。また、職員でなくなった後にお

いても同様とする。

## 第7章 非常災害対策

### (災害、非常時への対応)

第34条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設ける。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入所者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。うち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練を実施する。
- 3 入所者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせる。
- 4 施設は、火災通報装置（煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置）及び居室の全てにスプリンクラー装置を設置する。
- 5 施設の備蓄食料品は、最低3日間分以上とする。

## 第8章 その他の運営についての重要事項

### (人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第35条 事業者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (3) 虐待の防止のための指針の整備
- (4) 成年後見制度の活用支援
- (5) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (6) 職員は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

2 職員は、入所者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接入所者の身体に侵害を与える行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為—及び適切な休憩時間を与えないで長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (5) 食事を与えないこと
- (6) 入所者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
- (9) 性的な嫌がらせをすること
- (10) 当該入所者を無視すること

### (身体的拘束等)

第36条 施設は、入所者又は職員等の生命又は身体を保護するため、緊急かつやむを得ない場合を除

き、入所者の身体的拘束等は行わない。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、施設は、その態様及び時間その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 施設は、前二項の内容について、あらかじめ入居者及びその家族の同意を得るものとする。

#### (褥瘡対策等)

第37条 施設は、入所者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

#### (入所資格)

第38条 施設の入所資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他法令により入所できる者とする。

- 2 厚生労働省制定の緊急度判定基準において対象者と認定され、施設の入所判定委員会にて入所が適当と判断された者で、居室の状況に適応する者から入所することができる。

#### (内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第39条 施設は、入所にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入所申込者との合意の上、契約を締結する。

#### (施設・設備)

第40条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、管理者が入所者と協議の上決定する。

- 2 入所者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならない。
- 3 施設・設備等の維持管理は職員が行う。

#### (看取り介護)

第41条 施設は、看取りに関する指針を定め、その指針にそって体制を整備し、介護を行う。

- 2 施設は、前項の指針に基づき、看取りに関する職員研修を行う。

#### (苦情処理)

第42条 入所者又はそのご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じ、その苦情の内容等を記録する。

- 2 提供するサービスに関して、市町村から文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導、または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。また、市町村からの求めがあった場合は、改善の内容を市町村に報告する。
- 3 サービスに関する入所者からの苦情に対して、国民保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民保険団体連合会から指導、または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

#### (ハラスメント対策の強化)

第43条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性

的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものや入所者やご家族等による従業者への身体的暴力や精神的暴力、性的な言動等、著しい迷惑行為等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画の策定)

第 44 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し事業、継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(地域との連携)

第 45 条 施設は、サービスの提供に当たっては、入所者、入所者の家族、施設が所在する市町村の職員又は管轄地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 2 施設は、前項における報告、評価、要望、助言等について記録を作成し、これを公表する。
- 3 施設は、運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力をを行うなど、地域との交流に努める。

(記録の整備)

第 46 施設は、次の記録を整備し、保存する。

- (1) 職員、設備及び会計に関する諸記録
- (2) 入所者に対する処遇の諸記録

2 施設は、前項第 2 号の諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。但し、身体拘束・苦情内容・事故等の記録についてはその完結の日から 5 年間保存とする。

(掲示)

第 47 施設は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の入り口付近に掲示する。

## 第 9 章 雜 則

(委任)

第 48 この規程に定めのない事項又はこの規程の施行上必要な事項については、管理者が別に定める。

(改正)

第 49 この規程の改正、廃止するときは、社会福祉法人新志福祉会理事会の議決を経るものとする。

## 附 則

(施行)

この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。